

第 14 回大阪地方労働審議会港湾労働部会 議事録

- 1 日 時 平成 27 年 2 月 12 日 (木) 15 : 00 ~ 17 : 00
- 2 場 所 大阪労働局 第 2 庁舎 18 階 大会議室
- 3 出席者 公 益 委 員 : 石田委員・坂西委員
労働者委員 : 大野委員・佐藤委員・奈良山委員・樋口委員・
三宅委員
使用者委員 : 栗田委員・小林委員・中谷委員・平岡委員
専 門 委 員 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課 岡野課長
(代理出席)
大阪市港湾局 徳平局長
事 務 局 : 大阪労働局職業安定部職業対策課
若野課長・藤本課長補佐・小阪係長
川岸班長・山崎係員
大阪港労働公共職業安定所
佐藤所長・新井課長・堀内係長
オブザーバー : (一財)港湾労働安定協会大阪支部
中野支部長
随 行 者 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課 稲沢課長補佐
- 4 議 題 (1) 大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について
(2) 港湾労働者派遣制度の活用状況等について
(3) その他

- 5 議 事 以下のとおり

(藤本課長補佐)

定刻となりましたので、第 14 回大阪地方労働審議会港湾労働部会を始めさせていただきます。

本日は皆様お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私、本日司会を務めさせていただきます大阪労働局職業安定部職業対策課の藤本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず開会に先立ちまして、大阪労働局職業安定部職業対策課長の若野より、開会のごあいさつをさせていただきます。

(若野課長)

只今ご紹介に預かりました職業対策課の若野でございます。

第14回大阪地方労働審議会港湾労働部会の開催にあたりまして、事務局を代表しまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、何かとご多忙のところ、本部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から大阪労働局の業務運営、とりわけ港湾労働行政の推進に、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、最近の経済情勢ですが、1月の月例経済報告におきまして、先行きにつきましては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。というように報告されております。

一方、雇用失業情勢でございますが、平成26年12月の近畿における完全失業率は、3.4%と前月より0.2ポイント改善しております。また、大阪における平成26年12月の有効求人倍率につきましても、1.14倍と前月に比べまして、0.02ポイント上昇し、平成25年10月より15か月連続の1倍台となっており、現下の雇用失業情勢は引き続き改善しているところでございます。このように、景気は緩やかに改善しつつある状況ではございますが、私ども大阪労働局としましては、今後の展開を注視するとともに、前回の港湾労働部会で委員の皆様からご意見をいただきました「港湾雇用安定等計画」に基づきまして、港湾労働者の雇用秩序の確立と維持継続に向けた取組みを継続して参る所存でございます。

本日の議事内容でございますが、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況につきまして」、「港湾労働者派遣制度の活用状況につきまして」となっております。「港湾労働者派遣制度の活用状況につきまして」は、

一般財団法人港湾労働安定協会の中野支部長様からご説明いただきます。

また、その他といたしまして、「大阪港における船舶積卸し実績等について」近畿運輸局の岡野課長様から後ほどご報告いただけることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりましたが、本日の部会におきまして、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜り、今後の港湾労働行政に反映させて参りたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開催にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

(藤本課長補佐)

それでは、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。上から順番に本日の

次第、配席図、出席者名簿、本部会の委員名簿、それから規程集となっております。

その下に説明資料といたしまして大阪労働局説明資料の（１）と（２）、一般財団法人港湾労働安定協会説明資料と業務年報、最後に近畿運輸局様の説明資料、加えまして「新たな港湾雇用安定等計画について」という資料をお配りしております。もし不足の書類がございましたら恐れ入りますが挙手をお願いいたします。

それでは続きまして、本日、ご出席いただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず公益代表委員の

石田委員でございます。

坂西委員でございます。

次に労働者代表委員をご紹介します。

大野委員でございます。

三宅委員でございます。

佐藤委員でございます。

樋口委員でございます。

今回より新たにご就任いただいております、

奈良山委員でございます。

続きまして、使用者代表委員をご紹介します。

栗田委員でございます。

中谷委員でございます。

小林委員でございます。

平岡委員でございます。

続きまして、専門委員でございますが、北村委員の代理として、近畿運輸局海事振興部貨物・港運課長の岡野様でございます。

徳平委員でございます。

なお、公益代表委員の谷岡委員、藤田委員、横見委員、使用者代表委員の間口委員、専門委員の井上委員につきましては、本日所用のため、欠席となっております。ご了承くださいと思います。

また本日は、一般財団法人港湾労働安定協会大阪支部長の中野様にオブザーバーとしてご出席いただいております。

なお、事務局の職員につきましては、お手元の「出席者名簿」で、ご確認いただくこととしまして紹介に代えさせていただきますと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に定足数につきまして、ご報告させていただきます。

本日の委員の出席状況につきましては、公益代表委員２名、労働者代表委員５名、使用者代表委員４名の計１１名の委員にご出席をいただいておりますので、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程及び地方労働審議会令第８条第１項の規定により、本部会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第５条によりまして、本日の会議は議

事録の開示を含めまして原則、全て公開となっており、大阪労働局のホームページに掲載することとしておりますので、併せてご報告申し上げます。

なお、ご発言につきましては、議事録作成の都合上、お手数ですがマイクを通していただくようお願いいたします。

それでは、この後の部会の議事運営につきましては、運営規定第4条に基づきまして、石田部会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(石田部会長)

改めまして皆さんこんにちは。ご紹介いただきました、石田でございます。

本日は、大阪港における港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進という観点から、皆様より忌憚のないご意見を頂戴しながら進めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それではまず、議事に先立ちまして、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第6条第1項の規定による議事録の署名人を指名させていただきます。

まず公益代表委員からは、私、石田が、そして労働者代表委員からは、三宅委員に、使用者代表委員からは、栗田委員に、それぞれお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、本日の議題は「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」となっております。

まず、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」、事務局から説明させていただきます。ご意見・ご質問等につきましては、後ほど時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

(小阪係長)

大阪労働局職業安定部職業対策課の小阪でございます。よろしくお願いいたします。

私の方からは議題の1番といたしまして「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組みについて」ということをご説明したいと思います。本題に入る前に港湾雇用安定等計画について少し説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料は「新たな港湾雇用安定等計画について」をご用意いただきたいと思います。1ページめくっていただきまして、現行の計画につきましては、平成26年度から平成30年度までの5カ年計画として昨年度末に策定され、今年度から適用されておりますが、この計画の策定にあたりましては、昨年度の本部会でございますこの港湾労働部会の場で、委員の皆様からご意見をいただいております。この計画の「策定までの流れ」と「主な改正点」について簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、「新たな港湾雇用安定等計画策定スケジュール」というものをご覧ください。昨年

度11月・12月に、厚生労働省、中央の方におきまして、港湾労働専門委員会が複数回開催されております。そこでの議論を踏まえまして報告書及び計画案がまとめられ、6大港の各港が開催する地方労働審議会港湾労働部会へ示されました。

この地方労働審議会港湾労働部会については、資料の真ん中にありますように各港におきまして平成26年1月から2月にかけて開催されまして、大阪港では、昨年度の部会を平成26年1月21日に開催し、委員の皆様から報告書及び計画案についてご意見をいただき、部会終了後にこの意見を集約させていただいたものを大阪港の意見として厚生労働省へ報告しております。

このように、6大港それぞれで意見集約した内容が厚生労働省へ報告され、厚生労働省にて平成26年2月24日に開催の港湾労働専門委員会第25回におきまして、最終的な取りまとめが行われ、その後、港湾労働専門委員会の親委員会となる雇用対策基本問題部会へ計画の案と報告書の案が挙げられ、その後3月に官報への告示、4月から新計画の適用開始となったという流れでございます。

続きまして、次のページ移らせていただきまして新たな港湾雇用安定等計画について、従来の計画とどこが変わったのか、「主な改正点」につきましてご説明したいと思います。それでは、お手元の資料の「新たな港湾雇用安定等計画 変更ポイントについて」をご覧くださいと思います。

主な改正点につきましては、大きく5点となっております、まず、一点目としましては、「直接雇用の日雇労働者問題への対応」ということで、これは、従前の計画から新たに記載されたということではありませんが、日雇労働者の就労が増加傾向にあることに留意いたしまして、日雇労働者の減少に努める旨を引き続き記載されております。

具体的な記載箇所ですが、ここで、もう一つの資料の「港湾雇用安定等計画 新旧対照表」の5ページをご覧くださいと思います。この表の見方としまして、右側は前回の計画、平成21年度から25年度までの間適用された計画の内容、左側は平成26年度からの現行の計画の内容となっており、項目毎にどこが変更となっているか比較できる表となっております。「直接雇用の日雇労働者問題への対応」についての記載箇所は5ページの左側「(ハ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応」という箇所と、もう一箇所ありまして、7ページの真ん中あたりの「ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置」の「(イ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応」という箇所にそれぞれ記載されております。

次に、二点目といたしましては「人付リース問題への対応」という内容につきまして、前回の計画より記載が削除されたということです。この理由として、人付リース問題への対応については、これまでの労使による取り組みにより大幅に解消したことを踏まえ、新港湾計画からは削除されたということです。

新旧対照表で見ていきますと「人付リース問題への対応」についての記載箇所は5ページの右側の(二)のところ、下線部がついているところに「人付リース問題への対応」、左側に今回のというところで「削る」ということで削除となっております、もう一箇所、

7ページの右側の真ん中少し下あたりの「(ロ)人付リース問題への対応」というところで、左側で「削る」ということで削除となっております。

次に、三点目でございます。「雇用の改善を促進するための方策」の項目におきまして、「港湾労働法等の適用関係については、各港湾の実情を勘案し、検討を行う。」旨の記載がされております。

これも新旧対照表で見ますと8ページの左側の上段の方に大きな4番のところになります。「港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項」、その下に「(1)雇用の改善を促進するための方策」の「イ 国が講じる措置」の箇所となり、文面中、少し下のところになりますが「また書き」以降を読み上げさせていただきますと「港湾における違法就労防止の観点から、港湾倉庫など港湾区域における港湾労働法等の適用関係については、各港湾の実情を勘案し、検討を行う。」と記載がされております。

次に四点目ですが、「能力開発及び向上を促進するための方策」といたしまして、シミュレーターの導入等を行う旨が記載されております。

これも新旧対照表の8ページの左側の一番下の方に「(2)能力の開発及び向上を促進するための方策」という項目がございますが、そこから次の9ページに渡りまして「研修センターにシミュレーターを導入し、同研修センターに設置されているガントリークレーンに加えて、シミュレーターを活用した新たな講習が行えるよう措置を講じ、港湾労働者が高度な技術・技能を習得できるよう支援する。」の内容について記載されております。以上が四点目です。

最後となります、五点目ですが、「港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項」として、派遣就業する日数の上限緩和について検討する旨が記載されております。

具体的には、新旧対照表の10ページの左側の上から8行目～10行目のアンダーラインが引かれているところになります。少し前の部分から読み上げさせていただきますが「港湾労働者派遣制度の適正な運営を図るとともに、同制度の更なる活用促進のため、派遣労働者が派遣就業する日数の上限緩和について検討する。」ということにされております。

以上が、新たな計画策定までの流れと主な改正点についての大きく五点でございます。

それでは、本題の説明の方へと入らせていただきたいと思います。「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組みについて」大阪労働局、説明資料(1)と資料(2)を使ってご説明いたしますので合わせてご覧頂きますようお願いいたします。

今年度は計画の1年目にあたりまして、この計画における平成26年度の取り組み状況について、ご説明いたしますが、内容によっては平成25年度の状況を記載しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、大阪港における「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」及び「雇用秩序の維持」を中心に説明いたします。

説明資料1の左側が平成26年度から適用されている計画でございます。右側が平成26年度の大阪港における取組状況でございます。「1. 計画の基本的な考え方」といたしまして、(1)計画のねらい、その下(2)計画の背景と課題がございまして、2ページ目、3ページ目と続いております。(3)計画の期間ですが、先程も申し上げました通り、平成26年度から平成30年度までとなっております。

続いてその下「2 港湾労働者の雇用の動向に関する事項」でございます。

「(1) 港湾運送量の動向」ですが、右側にいきまして、平成25年度における大阪港の船舶積卸量は、約1億300万トンでございます。平成24年度の約9,900万トンから約3.8%増加しております。これは3年連続の増加となり、過去最高を記録しております。

続きまして、「(2) 港湾労働者の雇用の動向」のその下「イ 労働者数」についてでございます。

平成26年12月末時点の大阪港における常用港湾労働者数は、6,795人となっております。前年同月の6,370人と比較しまして約6.7%増加しております。平成21年以降4年連続の増加となっております。

ここで説明資料(2)の資料1、一ページ目をご覧ください。

港湾労働者数の推移を記載しております。これは各年度末、3月31日時点の数字でございます。右側の合計欄をご覧くださいますと、平成21年度は5年ぶりに減少となりましたが、22年度に再び増加に転じておりまして、4年連続で増加となり、平成25年度末時点では6,367人でございます。先程申し上げました通り、平成26年12月末現在では6,795人ですので、今年度に入ってから増加傾向は続いております。

資料2の次のページを開けていただきたいと思います。横の表になっておりますが、6大港のデータでございます。

6大港の常用港湾労働者数ということで、上段の常用港湾労働者数は、平成26年3月末現在の数字でございます。

一番右の6大港合計の常用港湾労働者数は、32,920人ということで、前年同月の32,619人と比較いたしまして0.9%の増加となっております。

次に6大港別に見ていきますと、一番右の東京港は、4,554人で、昨年同月が4,543人でしたので、0.2%増となっております。

横浜港は、7,740人で、昨年同月が7,611人ですので1.7%の増でございます。

名古屋港は、5,484人で、昨年同月が5,488人ということで、0.1%の減となっております。

大阪港は、6,367人で、昨年同月が6,183人ということで、3.0%の増でございます。

神戸港は、5,365人で、昨年同月が5,435人ということで、1.3%の減でござ

ざいます。

最後に関門港は、3,410人で、昨年同月が3,359人でございますので、1.5%の増となっております。

このように、平成26年3月末の常用港湾労働者数は対前年同月と比較いたしまして、東京、横浜、大阪、関門において増加となり、名古屋と神戸については減少となっております。その中で、大阪港は横浜港に次いで常用港湾労働者数が多い状況でございます。

それでは資料の1番へ戻っていただきたいと思ひます。3ページの「口 就労状況」でございます。

大阪港における港湾労働者の平成25年度月間平均就労延数は、平成24年度に比べまして2.2%増加しており、113,220人日となっております。その内、常用港湾労働者の占める割合は99.6%となっております。

これも、資料の2を見ていただきたいと思ひます。

資料2の下段の6大港港湾労働者就労状況をご覧ください。平成25年度の6大港の月平均就労延日数の合計は一番左の欄の左下、558,953人日でございます。平成24年度は、562,159人日でしたので、前年度比約0.6%の減となっております。

内訳としましては、常用労働者が、538,915人日で、前年度比0.5%の減、派遣労働者につきましては、2,275人日で、前年度比2.8%の減、日雇労働者につきましては、17,763人日で、前年度比1.2%の減となっております。

ここで大阪港の状況につきましては、次のページの資料3をご覧ください。上の表の大阪港港湾労働者就労状況表の中段あたり、網掛けの下のところですが、平成25年度の月平均の状況がありますのでご覧ください。

平成25年度月平均就労延数は113,220人日で、そのうち常用労働者は、112,749人日、派遣労働者が、363人日、日雇労働者が、108人日で、その右側の網掛けの比率を見ますと常用労働者が99.6%、派遣労働者が0.3%、日雇労働者が0.1%となっております。

月別の就労延数でございますが、表の左側に合計欄を記載しておりまして、カッコ内の数字は対前年同月比の増減でございます。

平成25年度就労延数は、前年度比2.2%の増でございます。

それぞれは、常用労働者が前年度比2.2%の増、派遣労働者が、前年度比5.0%の減、日雇労働者も前年度比3.0%の減となっております。

就労延数についてでございますが、平成25年11月以降、対前年同月比で、平成26年12月まで14カ月連続で増加を続けておりまして、このままいきますと平成26年度合計では140万を超える見込みでございます。

また派遣労働者の就労延数につきましては、対前年同月比で平成26年の11月に、11カ月ぶりの減少となったのですが、概ね増加傾向にございます。

一方で、日雇労働者の就労延数でございますが、対前年同月比で平成25年10月より

10か月連続で減少したところですが、平成26年8月より増加に転じているところです。一番下の折れ線グラフの表ですが、大阪港の港湾労働者の月別の就労日数の推移を平成26年、25年、24年度別に折れ線グラフにしております。

ご覧のように、港湾労働者の就労日数は、月により波動性があることが窺えるところでございます。

ちなみに、1ページ戻りまして、資料の2でございまして、下の表は、平成25年度の6大港の就労状況でございまして、平成25年度の就労形態の比率は、下段の右側ですが常用労働者が96.4%、派遣労働者が、0.4%、日雇労働者は、3.2%となっておりまして、日雇労働者の割合は全国平均3.2%と比べまして、大阪港におきましては0.1%と少ない状況になっております。

説明資料1へ戻って頂きまして、4ページの方になります。中段より上の「ニ 港湾労働者の年齢構成」でございまして、

平成26年12月末現在の数字でございまして、

30歳未満が 1,187人でございまして、構成比は、17.5%でございまして、

30歳以上40歳未満が、1,738人で、構成比は、25.6%でございまして、

40歳以上50歳未満が、2,184人で、構成比は、32.1%。

50歳以上が、1,686人で、構成比が、24.8%でございまして、

対前年比では50歳以上で10.6%増と、大きく増加しておりまして、全体の平均年齢は41.6歳となり、前年度と比較しますと0.4歳上昇しております。

説明資料(2)の資料4をご覧ください。

直近の平成26年12月末現在の事業の種類別の年齢構成のデータを付けておりますので参考にしてください。

次に、説明資料1に戻って頂きまして、4ページの大きな3番の「(1)労働力の需給の調整の目標」に関する事項でございまして、

港湾荷役作業につきましては、企業に雇用される常用港湾労働者によることが基本となります。港湾運送の波動性に対応する企業外労働力といたしましては、港湾労働者派遣制度に基づいた、他の企業に雇用される常用港湾労働者の派遣による対応が原則とされておりまして、一層の徹底を図る事としております。

それでは、次のページ、5ページの右側「(2)労働力の需給の調整に関して講ずべき措置」の「イ 労働局及び公共職業安定所が講ずる措置」、(イ)についてございまして、

雇用管理者研修会を11月14日に港湾労働安定協会主催で実施していただいておりますところございまして、44名の参加がございました。その中でお時間をいただきまして、港湾労働法の法令遵守を中心に説明を行い、遵法意識の高揚を図っております。

今年度におきましては、港湾雇用安定等計画の初年度ということもございましたので、港湾雇用安定等計画の概要も併せて、雇用管理者研修の方で説明させていただいております。

また、大阪港労働公共職業安定所において平成26年12月現在ですが、228社に対し、訪問指導を行い、港湾労働法の法令遵守の徹底、制度の啓発・指導を行いました。

続いて、(ハ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応ですが、大阪港における平成25年度の関連事業への直接雇用の日雇労働者就労延数は、合計で1,294人日でございますが、これは港湾労働者全体の就労延数の0.1%となっております、名古屋港の次に少ない状況となっております。

その下の、5ページの一番下(二)の雇用秩序の維持でございますが、港湾労働法遵守強化旬間を毎年11月21日から30日に設定をしまして、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、各種の啓発事業を通じまして違法就労の防止に努めております。

具体的には、○印のところに記載しております。先程申し上げましたが、大阪港労働公共職業安定所におけます、事業所訪問指導を延べ228社、現場パトロールにつきまして56回実施しております。

また、関係行政機関で実施しております、合同立入検査を6月19日、9月19日に行い、次回は3回目は2月19日に予定しております。

また、労働者代表、使用者代表、関係行政機関からなります、港湾雇用秩序連絡会議を7月9日、10月31日に開催いたしまして、その港湾秩序委員による共同パトロールを7月17日、及び、旬間の設定されている11月19日、25日に実施しております。

大阪港ワッペン委員会は、11月6日、12月3日、12月25日に開催され、大阪港労働公共職業安定所が出席しておりますが、大阪港ワッペン委員会と連携を図りながら、ワッペン制度のなお一層の定着に向けて、周知・啓発を行うことといたしております。

詳細につきましては、説明資料(2)の資料5をご覧くださいと思います。

大阪港労働公共職業安定所におけます平成26年度の事業所訪問及びパトロールの実施状況について表にいたしております。

一番左側の訪問事業所数は平成26年4月から平成26年12月までで合計欄にありありますように228社でございます。11月は182社と突出した数字となっておりますが、港湾労働法遵守強化旬間の行事として実施しております。

その次の行にありますパトロール回数につきましては56回、パトロールに対応する事業所数は153社、隻数は30隻、上屋・倉庫については61ヶ所となっております。

右側の港湾パトロールにおける指導状況ですが、ワッペン未貼付が今年度ゼロ件、ヘルメット未着が合計6件となっております。

一番下の港湾労働法関係の重大違法事象の指導は今年度12月現在ゼロ件となっております。

続きまして、次のページの資料6でございます。平成26年度の港湾労働法遵守強化旬間行事の実施状況となっております。実施項目といたしましては5点ございます。

1 点目横断幕等による周知・啓発

2 が、文書等による周知・啓発

3が、陸上・岸壁キャンペーン

4が、啓発会議等

5点目が、共同パトロールを実施して参りました。

詳細につきましては、記載の通りでございますのでご覧いただきたいと思います。

次のページの資料の7は、大阪港におけます、平成26年12月末現在の派遣許可事業所状況でございます。

派遣許可事業所数は60事業所62業務で昨年度と同様となっております。

また、派遣登録者数は1,998名となっております。

つぎのページになりまして、資料8は大阪港・堺泉北港における海運貨物取扱トン数の推移を昭和41年から記載しております。平成25年の取扱トン数は一番下の欄になりますが、ご覧のとおりとなっており、平成になってから最低水準だった21年より引き続き増加しております。

私からの説明は以上でございますが、パトロールの状況につきまして、大阪港労働公共職業安定所の方から引き続きご報告をさせていただきます。

(新井課長)

大阪港労働公共職業安定所が行っております事業所訪問及び港湾パトロールの実施状況について、少し補足させていただきます。

資料は大阪労働局説明資料(2)資料5ですね。平成26年度事業所訪問及び港湾パトロール実施状況及び港湾パトロールにおける指導状況

大阪港労働公共職業安定所が行っております事業所訪問及び港湾パトロールの実施状況について、少し補足させていただきます。

資料は大阪労働局説明資料(2)資料5ですね。

「平成26年度 事業所訪問及び港湾パトロール実施状況・港湾パトロールにおける指導状況」をご覧いただければと思います。

左側の一覧表「事業所訪問及び港湾パトロール実施状況」について説明いたします。

訪問事業所数は港湾パトロールに併せて事業所訪問をさせていただいて、港湾労働法の指導・啓発を行っておりますので、その訪問件数を計上しております。

11月が突出しておりますのは先程大阪労働局から説明がありましたが、港湾労働法遵守強化旬間において陸上キャンペーンを実施しており、179社の事業所訪問を行いました分が計上されているということです。

その右側に「パトロール回数」がありますが、例月大阪港労働公共職業安定所で実施しております港湾パトロールの回数を計上しております。

そして、その右側に「パトロール」に対応する「事業所数」、「隻数」、「上屋・倉庫」数ということになっております。

右側の一覧表「港湾パトロールにおける指導状況」について説明いたします。

「ワッペン未貼付」、「ヘルメット未着」の確認件数を計上しております。

「ワッペン未貼付」につきましては今年度確認しておりません。

続きまして「ヘルメット未着」についてですが、4月・5月に1件ずつ、7月に3件、9月に1件と、12月末までに6件確認しております。

港湾パトロールにおきまして、作業員の方がヘルメットを被らずに作業している現場を確認しましたので、安全のためにも作業を中断させ着用を指導しております。安定所のパトロールであることが分かって、速やかにヘルメットを被る方もありましたので現場の責任者の方々にも、安全のためヘルメット着用について指導をお願いしております。また、着用指導に当たってはワッペンの確認も併せて行っております。

最後に下段の「事業所指導状況（重大違法事象）」につきましてですが、今年度は12月末まで0件でございますが、昨年度2件重大違反事象がございました。

1件につきましては、昨年度の港湾労働部会において是正指導を行ったところまでご説明しておりますが、改めてご説明させていただきます。

25年12月、大正区におきましてノーワッペンの作業員がバン詰め作業をしていた事案です。前日情報提供があった現場をパトロールしたところ、3名の作業員がノーワッペンでありました。その現場で作業指示をしていたもう1名の作業員はワッペン貼付のヘルメットを被っていましたので確認したところ、ノーワッペンの労働者が作業をしているということでした。

同日、事業所の雇用管理者から安定所において事情を確認したところ、港湾運送事業者ではない、別の事業所の労働者に作業をさせていたということで、「港湾労働者派遣制度による労働者派遣の役務の提供を受けずに、常時雇用する労働者以外の者を、港湾運送の業務に従事させた事象」であり、港湾労働法に違反している事案ということになりますので、26年1月に是正指導書を交付し、港湾労働法第43条の遵守等については是正指導を行いました。

後日提出された是正改善書に基づき、26年2月に立ち入り検査を実施し、指摘対象者を自社の労働者として直接雇用したことの書類確認及び作業現場の確認を行い、指導事項の改善がなされていたことを確認しております。

続きましてもう1件ですが、25年6月に受けました労働者派遣法における申告事案でございます。

25年7月に大阪労働局需給調整事業部と合同で、西淀川区中島の港湾倉庫指定倉庫に立ち入り検査を行いました。

当該倉庫内の港湾運送業務（荷物の搬入・搬出・荷捌き）について、当該倉庫所有者が常時雇用する労働者以外の者を作業に従事させていたということでした。後日、事業所関係者に対して安定所において事情を聴取し、報告の徴収を指示いたしました。行っている業務とその詳細、派遣労働者の従事している業務について、どの業務が「港湾運送業務」に該当するのかについて大阪労働局職業対策課・需給調整部内での協議及び本省への照会

等により、今回の軽作業については、検品・ピッキングのみならず荷捌き行為も含まれていたということで港湾運送業務に該当するという判断がなされました。それをもって、26年3月是正勧告書を交付し、港湾労働法第43条の遵守等については是正指導を行いました。

後日提出された是正計画報告書に基づき、26年7月に立ち入り検査を実施し、港湾運送業務に従事してした派遣労働者を自社の労働者として直接雇用したことを関係書類により確認及び常用雇用の資格を満たさない契約社員については港湾運送業務に該当しない、検品・値札付け・商品の詰め替え・返品商品の仕分け等の業務への配置換え並びにその作業内容について現場実地調査を行い、勧告内容については是正されていることを確認しました。

また、本件について大阪労働局需給調整事業部は、26年3月に、禁止されている港湾派遣業務への労働者派遣を行った派遣元8社に対して行政処分を行っております。私の方からは以上です。

(石田部会長)

ありがとうございました。

続きまして、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」ということで、港湾労働安定協会大阪支部の中野支部長の方からご説明をお願いいたします。

(中野支部長)

港湾労働安定協会の中野でございます。よろしく申し上げます。私の方からは、大阪支部における港湾労働者派遣制度の取扱い状況を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

資料はお手元にあるペーパー、協会1から4までの資料と、25年度の業務概況がお手元にあるかと思いますが、資料は協会1から4により説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

まずは協会1を見ていただきまして、平成26年度の主要業務の取扱状況となります。

この表は、派遣先事業所から派遣労働者の派遣申し込みがあったあっせん申込み数と、そのあっせん申込みに対して港湾労働者の派遣が成立した派遣数、そして、派遣可能者が派遣成立しなかった派遣不調数を平成24年度、平成25年度の年度比、そして今年度と比較するために25年12月までの累計と、今年度の26年12月までの累計を計上し前年同月比として表示しているところでございます

今年度の4月から12月までの各月の状況がその下に表示しております。26年度の状況を説明させていただきます

4月のあっせん申込み数667、5月481、6月510、7月538、8月492、9月525、10月551、11月420、12月491となっております。

12月までの累計が上の欄に4,675ということになっています。

荷役作業別の状況は、船内作業で2,112、沿岸作業で1,384、関連で1,179というふうになっています。25年度の12月までの累計が4,260ですから、人数で415名、率で9.7%のプラスとなっている状況でございます。

次に表の中ほどですね、派遣数・派遣成立数の月別の状況は、4月526、5月377、6月416、7月422、8月350、9月374、10月413、11月298、12月372と、12月までの累計3,548人というふうになっています。荷役作業別では船内が2,112、沿岸1,384、関連で52というふうになっています。

25年度の同月までの累計が3,220ですから、人数で328人の増、率で10.2%のプラスという状況になっておるところでございます。

下のグラフを少し見ていただきますと、24年度、25年度、26年度のあっせん申込み数、派遣数の月別の状況を比較してご覧いただけるかなと思いますが、棒グラフがあっせん申込み数、折れ線グラフが派遣数となっています。棒グラフのあっせん申込み数の白抜きのグラフが26年度分で、25年度、前年度と比較してみますと10月までは前年度を上回っておりますが、11月は下回っております。また、24年度の9月以降と比べましても下回っているということで、月によってばらつきがあるというところでございます。

下段の右端の月平均を見ますと、26年度は12月までの平均ではございますが、24年度、25年度を上回っていることがお分かりいただけることかと思えます。

折れ線グラフの派遣数におきましても、あっせん申込み数同様の状況となっております。

上の表に戻っていただきまして、右側の派遣不調数の26年度の欄を見ていただきたいと思えます。先ほどと同じように26年度の累計が1,464人、その上段の25年度12月までの累計が1,593ということになっておりますので、比べまして人数で129人、率で8.1%の減少というふうになっておるところでございます。

以上で協会1の資料は終わりました、2枚目の協会2の資料を見ていただきたいと思えます。

これは港湾労働者の派遣日数別の就労状況でございます。派遣労働者を派遣できる日数は現行制度では1人1月あたり7日を超えないものとするということで上限が定められております。この表は、港湾労働者が1ヶ月に派遣就労した日数別に計上しています。左端が延人数、延べの就労日数ということになります。右端の欄に就労日数別の実人員の合計から月平均を算出させていただいております。24年度が157.8人、25年度が150.5人、25年度の12月までが152.2人というふうになっております。26年度の12月までの平均が170.8人ですから前年の同時期と比較しまして18.6ポイントの増というふうになっておる状況でございます。

次に、その次の表、3の各種講習会等開催状況についてでございます。

港湾労働安定協会といたしまして、派遣元責任者講習会を年に2回、雇用管理者研修会

を年1回開催しております。その内容、参加人員等をここに計上させていただいております。よろしくお願ひします。これで協会2を終わりました、次に協会3の方に移らせていただきます。

この表は、6大港の支部別の派遣事業の取扱い状況でございます。上の表が派遣許可事業所・派遣対象労働者の状況でございます。

各年度末と昨年12月末現在の事業所数、労働者数となっております。

下の表は派遣業務の取り扱い状況でございます。表の左側が各支部の派遣あっせん申込件数、右側が派遣数というふうになっております。

表の中段、年度別では22年度から計上しておりますけれども、25年度の後には25年度の12月までの数字を計上し、26年度の内訳はその下にあります、26年度4月から12月までの月別の数字ですけれども、累計として26年度12月までの合計、6大港の合計が173,921となっております。前年25年度の12月までと比較しますと180,809人ですから、人数で6,888人、3.8%の減というふうにあっせん申込件数はなっておるところでございます。同じく26年度12月までの右側、派遣数の合計におきましても21,606人で、その上段の25年度の12月までの20,475と比較しまして1,131人、5.5%の増という状況でございます。

最後に協会4の資料でございます。

大阪港の船内荷役取扱い状況でございます。大阪船内荷役協会さんから資料提供をいただいたものでございます。

船内荷役の隻数・口数と革新荷役の口数と在来船荷役の口数、状況を計上してございます。前の資料と同じように24年度25年度及び26年度の各月の状況と、12月までの累計を計上し、前年度と比較して計上しておりますので、よろしくお願ひします。

表の4行目に、26年度12月までの累計、左端の隻数が6,277、という累計になっております。その上段の前年12月までが6,235ですから、隻数で42、率で0.7%のプラスという状況になっております。その横の口数では革新船、在来船の合計が8,015口です。同じく上段の前年12月までの状況が8,294口ですから279口、3.4%のマイナスという状況になっております。

また、革新船と在来船の口数の割合は、下の表の右側に革新荷役占有率という形で表示させていただいております。平成26年12月現在で75.4%という状況になっておる状況でございます。

雑駁な説明になりましたが、協会の資料としまして1から4までの説明を以上で終わらせていただきます。

(石田部会長)

どうもありがとうございました。

それでは2つの議題について、ご説明いただきましたけれどもご意見、ご質問等がご

ございましたら、どなたからでもご自由にご発言ください。よろしくお願いいたします。

(三宅委員)

三宅でございます。職安の方からありました昨年の2件の重要違反数について、少し補足とそれから現状、大阪港はこの課題について非常に対応に苦慮しておることについて報告させていただきます。対処の方法があれば、ここでまたご意見をいただきたいというふうに思います。

昨年春に労働局の方から私共へ報告がありましたが、派遣法違反と港労法違反、この大きな2つで色々改善命令を出したということでございます。

内容について言いますと、A社が、荷主はB社ですが、この作業で今年増えた数が425名。昨年26年度末で425名。これの増えた数はほとんどA社が大阪港職業安定所に申請をされた港湾登録労働者ということです。ということは、これだけの人数をA社は、B社の仕事に対して、3保険を付けてワッペンをいただいたということです。これはこれで改善措置命令をいただいたということは、非常に法律が「白・黒」であり「グレーはない。」という判断であると思っているということです。

実は、以前から大阪港で、私共でやっております、港湾地域における物流施設・倉庫・流通加工センターにおいては、こうした案件は多数あります。これについても、A社の場合は派遣法の部分だけで言いますが、A社が直接自分のところが一般派遣業者から派遣を受けている。それでこういうことになる。もう一つの形態は、荷主さんがおられて、大阪港で元請さん、作業会社さん、もちろん検数さんも含むのですが、実はその間にもう一つ業者が入っていて、そこに庫内作業の労働者の手配を任せている。この2通りがあります。

大阪港はご承知のとおり、大阪市港湾局が、そして大阪府港湾局が造成をし、土地を貸して、そこに色々な外資系、日本系の不動産屋がたくさん建てる。これは一棟貸しもあれば、マルチテナント方式で1階・2階・3階もしくはワンフロアをリースする。こうした作業の中で、こういう形態でやっている。我々がパトロールをして、行政は2件と言いますが「2件どころではないですね、A社の事例に照らし合わせると。」というふうになります。大阪港のルールであり、法律ではありませんが、そういうものを建てるには日本港運協会に申請いただいて、作業を開始する前に大阪港に作業内容を申請するのですが、実は新規に出てきた貨物もしくはこれから場所を移転するケース。これについてはA社が行政指導を受けたような形のある中で、従来通り、港湾でいう入出庫作業、バン詰め・バン出し作業だけに港湾の職域、港湾労働法、事業法の適用区域に限らず、A社の場合は、先程言いました「検品・値札貼り以外は全部港湾運送事業ですよ。事業行為です。港湾労働者を使ってください。」。それで、最近出てきたのが同じB社です。その他の部分もあるのですが。今度、○で○の跡地の方ですが、7万平米近く取扱う、荷主はもちろんB社。この取扱いについてはA社の例がありますし、法令の遵守とともに我々としては、大阪港の元

請事業者を始め、関係するところが公平な事業間競争、事業的な経営ができるということを前提に立てば、少なくともA社のやっておられることをやってもらわなければ、これは大阪港でこうした事例は、大阪港運協会と我々組合が了承できませんよということになっている。それで、この取扱いを我々としては、四角四面になってそういうことを言うのですが、前回は前々回も言い続けておりますとおり、東京と大阪港は輸入港です。歴然としている。港湾労働者数が。ですから東京の例をとれば、A社に照らし合わせてみれば、まことに東京港は違法行為がまかり通っていると言えるのではないかとことです。ですから大阪港がこのような形で、大阪港の港運労使が事前協議制度という中身でこの問題をきっちりやると、これは大きな問題になる。

我々は今、何故悩ましいかと言いますと、これから新規で出てくる案件について、A社の事例があるのに黙って了承をするのかしないのか。ここが実は非常に悩ましい。とりあえず色んな案は出しますが、こういうことで大阪港の労使は非常に悩んでいる状況にあるということを知っていただきたいというふうに思います。併せて言いますと、ここに出ているパトロールの指導状況においても、ヘルメットの未着。A社がやられた分については2回ほど見に行きましたけれども、港湾労働者証はヘルメットではありません。こういう作業ですから、IDカードの胸に付けてある。これがパトロールの指導状況でヘルメット未着で行くと何百人が全部未着ということになるのです。A社の職場に行ったらね。その辺の取扱いについても、書いてしまえばこういうことになるのですが、この辺の考え方についても見直しが必要ではないのかというふうにも思っています。

それで、非常にはっきり言わせて、大元はC社です。大阪港に免許がありませんからこれを実際やるのは、D社が言われて持ってきた案件。港湾労働者はバン詰め・バン出しでせいぜい10名から15名張り付けるということで、先ほどの繰り返しになりますが、大阪港の労使はこういう事例から考え直してもらわなければ、大阪港では了承できない。さてどうしよう、ということは荷主さんも元請事業者以下も非常に悩みますし、我々も悩んでいるということでございますので、ここでどうしようという部分について、議論が出ればありがたいですし、非常に悩ましい問題だということをお願いして、私からの発言にさせていただきたいと思っております。

(栗田委員)

今の三宅委員の話ですけれども、実際に大阪港の大阪港運協会の地区の事前協議問題委員会で協議した内容です。

一つの問題はA社が摘発された。その内容については派遣法違反というのが主だった違反であって、その中の見解として今まで我々労使で、ある程度「この部分は無理だな」というところの部分が、今回グレーではなく黒になったということで、三宅さんのおっしゃったように悩ましい事態になった。

このような事案は多分6大港全ての地域で、港湾にこういう港湾倉庫が建てられてそう

いう荷主さんがどんどん港湾に進出してきている内容だと思います。たまたま大阪港でこの問題が出たということについて、これから「さあどうしたものか」と。これをこのままやりだすと大阪港にせっかく進出してきた荷主さんが「それだったら神戸にいけばいけるのかな？」というような状態になったら、大阪港のマイナスになるということで、我々業界としてもなんとかこの辺をクリアできないかなという色々な悩みを持っている訳である。

基本的には派遣会社を使用しないというようになれば、れっきとした港湾運送事業並びに港湾労働でやるとなりますので、例えば、元請さんもしくは作業会社自らがアルバイトなり労働者を雇用して、何とかワッペンを取れる方法。これを考えていかないといけないというように思っている。

その辺について、例えば3保険が必ずいるものかどうか。雇用保険は絶対いりますね、けれども健康保険とか厚生年金というのは、場合によっては国民年金・国民健康保険に入っている労働者もたくさんおられます。

そういう中で、なんとか大阪港としてルールづくりできないかなというような悩みも持っている。その辺で、職業安定所なり労働局がどのようにお考えか、ちょっとその辺をお聞きしたいというところです。以上です。

(三宅委員)

こうした事例は、特に輸入港である東京・大阪においては思うのですが、他にも輸入貨物が多くあるのですが、今、栗田さんが言われたように方法を考えると同時にそうなのですが、実はどこがやっても港湾の作業に人が来ないという現状が実はある。ですから、そのところをどのようにクリアしていくかということについては常用労働者が基本だということになると、今の現状から言いますとA社はそういう形で、ところがC社、D社、その関連下請の関係でいきますとE社、こういうふうになりますが、今の現状でいきますと、栗田さんが言ったことを補足しますと、ワッペンをもらって常用労働者をもらうということになりますとE社かD社が雇用するしかないのです。今、栗田さんが言われたのは、その他の方法がないかという意味だというふうに思いますので、ただし、それをやると港湾雇用安定等計画そのものの根底を相当触らないと非常に難しい。こういう状況があるので、それも併せてご意見が出るようでしたら、考え方なりでも聞かせてもらえれば、我々は我々で対応の仕方はまた勉強したいというふうに思います。

(若野課長)

対策課長の若野でございます。今、三宅委員と栗田委員からおっしゃった件につきましては、我々としまでも非常に悩ましい問題であることは間違いございません。以前、雇用秩序の連絡会議の中でもそういうことを少しお話させていただきまして、労働局としまでも、我々対策課と需給調整事業部局が絡んでいまして、もともと発生したのは需給調整事業部局に派遣労働者本人から通報ということで事件が動き出しました。我々とし

ても三宅委員のおっしゃるようにグレーゾーンというのは、認識はしてないですけども、ないとは思っていないという状況のある中で、今回の案件については難しいなということで、需給調整部につきまして、案件につきまして、通報があればそこで決着をつけて、それを通報者に返していく、それを記者発表するということの慣例がございまして、ある一定程度、白黒はつきりさせないといけないということがありまして、今回のような事案になってしまったというところが経過ということで、ただ、我々としてもあまり法律にしばられるとせっかく来ていただいた荷物、荷主さんが大阪から離れてしまう。ただ、それをある一定緩和してやってしまうと、先ほど言われた、元々の雇用安定等計画の原則から違反する。違反というか外れていく。根本的なところにも及ぶところがございますので、我々といたしましても労使の事前協議の部分にはなかなか関与できませんが、今回の件につきましては、引き続き、我々としても本省にも再度、6大港にもかかわる事業ですので、より一層ここを投げかけまして、ある一定の統一した答えを求めていくということでさせていただいて、後、結果については何らかの方法でご連絡をするということで考えております。ですから、ここで即答ということは控えさせていただきますが、この点については本省を交えて今後協議し、何らかの方法で各委員の皆様にご連絡をするということにさせていただくということで、よろしく申し上げます。

(石田部会長)

ひとまず、ご意見をいただいたということで進めさせていただきます。

(石田部会長)

では他の意見はございますでしょうか。

(大野委員)

大野です。今年の年初に日本港運協会の会長の方から港湾に研修生、外国人研修生を招き入れると、それも現場に入れるという話があったわけですね。

外国人労働者についてどうこう言うつもりは毛頭ないのですが、研修制度のもとで現場に入れるということですが、やはり懸念するのはちゃんとした制度に則ってやられるのであればいいかとは思いますが、例えば本当に低賃金で雇用するとか悪用するということは無きにしも非ずであると心配しています。

それと同時に港湾労働法等に抵触しないかという辺りで、これから出てくると思う。経団連が常に労働者が不足すると言ったら外国人を日本でという話がありますので。法的に港湾労働法等の齟齬と言いますか、そういうことが厳格に、明確に規定されないとそういう問題が発生するのではないかと考えています。その辺の見解がもしありましたらお聞かせ願いたいなと思います。

(若野課長)

今、大野委員がおっしゃいましたように、確かに実習制度につきましては、まだ正式には何も実施・決定されていないのですが、今後4月以降に実習制度の緩和が出てくるのはまず間違いなかなということをごさいますして、当然実習で来られた方につきましては、これは以前から同じですが、労働基準法、日本で雇用されている日本の労働者と同じように日本の労働基準法が適用されますので、もちろんこれに抵触すれば労働基準法違反によって取り締まっていくというところは引き続き同じでございますし、今後より一層の現地調査等をやっていく。ただ、大阪労働局におきましても、外国人実習生を雇っているところにつきましては大阪で約900事業所程ございますして、そこを年に1回現地調査、訪問いたしまして調査しております。そこで、今言いましたような基準法等に抵触する場合は担当部局に連絡して是正していただくというようなことをしております。ですから、今後につきましては、より一層、そういった労働基準法の部分につきましては厳しくやっていくというようなことが考えられる。それからもう一つ、港湾労働法につきましても我々も当然そこにつきましては抵触しないような形で実施ということを考えておりますので、今後そのような案件が出てきましたら、その辺を注視していきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

(石田部会長)

他に何かご意見はございますでしょうか。先を急ぐようで申し訳ありませんが、その他の事項として大阪港における船舶積み下ろし実績等についてご説明がございますので、近畿運輸局海事振興部貨物港運課の岡野課長よりご説明いただきます。お願いします

(岡野課長)

それではお手元の資料ですね、大阪港の船舶積卸実績ということで、許可の事業者の推移とそれから実績、積卸実績の推移ということで簡単にご説明申し上げます。

開いていただきますと大阪港における港湾運送事業法の許可・免許の事業者数。免許と書いていますが、平成12年にですね、規制緩和の元で免許から許可制に移行したということでございます。

それぞれ港湾運送事業の事業区分ごとに一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送、いかだ運送と、事業ごとに平成15年から事業者数の推移を表にしたものでございます。一番右が26年12月末ということでございますが、全許可事業者数で言いますと187ということでございます。店社数でいきますと147の店社ということございまして、15年から比較しますと多少事業者数が減少していますけれども、ここ数年5、6年の大きな事業者数の変化はないということでございます。事業者数につきましては資料を見ていただければと思います。

それから次のページでございます、船舶の積卸の推移ということで、ここでは過去3

カ年度、23年度から25年度までの実績をお示しさせていただいております。見ていただきますと上の方ですね、大阪港の総積卸量ということで23年度がほぼ9,800万トン、24年度が9,900万トン、それから25年度が1億トン超えということで、1億300万ということで、25年度の対前年度比較で申しますとそれぞれ輸出入とも前年度を上回った状況ということになっております。ここでは3カ年度しかお示ししていませんが、リーマンショックが20年の秋口ですので、21年度からの実績を載せていますけど22年以降ですね、順調にプラス、積卸量は伸びてきているという状況でございます。

それから、中ほどから下の方ですね、これは品目ごとの積卸量の実績ということでございます。大きなところでは中ほどに金属機械工業品が約1,550万トンということで、前年度比で4.5%。それからコンテナでございますが、25年度で8,264万、これも前年度比で4.5%ほど伸びております。合計では1億300万トンでございます。先ほど申し上げましたように1億トン越えは25年度が初めてということでございます。

それから最後のページですが、これは1億トンの総取扱量のそれぞれコンテナ貨物、撤貨物ということでお示した円グラフでございますけれども、コンテナ貨物で80.1%、総取扱量に占める割合は8割を超えているということで、これもコンテナ化率といういい方をすれば8割超えをしたのは25年度が初めてということになります。後の撤貨物が残りの2割ということで、穀物が11.8%、石炭が2.4%、鉄鋼が1%ということになっております。

これはそれぞれ港湾運送事業法に基づいて報告の中で各事業者様が取扱った船舶積卸実績を集計して、年度としては例年6月頃には公表しております。

今年度も26年度実績は年度明けの6月くらいには公表できると思います。私共の、近畿運輸局のホームページにも先月からそれぞれ各月ごとの実績を公表しております。26年につきましては上期までは25年度実績を上回る取扱いで推移している状況でございます。実績としては26年の10月までしかまだ実績はとれていませんけれども、下期はどうかというところでございますが、上期では25年度実績を上回っているところです。そのあたりは私どものホームページで26年の10月実績ということでホームページに公表しておりますので確認いただければと思います。簡単ではございますが以上で終わります。

(石田部会長)

ありがとうございます。それでは今の説明に対してご質問などはございますでしょうか。あるいは先ほど急ぎましたので、さっきの議題1についてご意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

それではご意見がないようですので、以上をもちまして、第14回地方労働審議会港湾労働部会の議事を全て終了といたします。議事進行にご協力ありがとうございました。進

行を事務局の方へお返しします。

(藤本補佐)

石田部会長ありがとうございました

各委員の皆様どうもありがとうございました。

それでは以上をもちまして第14回大阪地方労働審議会港湾労働部会を閉会いたします。

本日は長時間ありがとうございました。